令和５年狛江市教育委員会第９回定例会会議録

日　　時　　令和５年９月 14 日（木）16:00～16：50

場　　所　　４階特別会議室

出席委員　　教育長　柏原 聖子

　　　　　　委　員　斉藤 茂好・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局　（議案説明者）

　　　　　　教育部長　波瀬 公一　　　　教育部理事(兼)指導室長　松岡 弘悟

　　　　　　調整担当理事　上田 智弘　　　学校教育課長　植木 崇晴

　　　　　　社会教育課長　鎌谷 京子　　　公民館長　浅井 信治

　　　　　　図書館長　細川 浩光

傍　　聴　　１名

１　審議事項

（１）　議案第 26 号
　　狛江市及び調布市合同結核対策委員会設置要綱を廃止する要綱

（２）　議案第 27 号
　　狛江市体育施設の指定管理者の指定について

（３）　議案第 28 号
　　狛江市社会教育関係委員の委嘱について

２　報告事項

－議会報告－

な　　し

－行政報告－

な　　し

－事務報告－

（１）　狛江市教育委員会教育長職務代理者の指名について

（２）　令和６年度新入学に関わる指定校変更について

（３）　令和４年度狛江市立小・中学校給食費納入状況について

（４）　令和５年度「狛江市学習状況調査」の結果及び「全国学力・学習状況調査」の結果について

（５）　公民館居場所事業「夏休み子ども・中高生スペース」の報告について

３　追加議事事項

－事務報告－

（１）　令和５年学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について（５）

教育長　　　　　ただいまから、令和５年狛江市教育委員会第９回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、新たに狛江市教育委員に任命されました、斉藤茂好委員より御挨拶をいただきます。

＜挨拶＞

教育長　　　　　次に、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「小川委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（１）議案第26号「狛江市及び調布市合同結核対策委員会設置要綱を廃止する要綱」について、審議します。本件につきましては、狛江市と調布市で設置していた合同結核対策委員会を廃止するものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長　　狛江市は、学校における結核に関する健康診断の実施状況及び結果を把握し、精密検査や経過観察の対象となる児童生徒の判定を行うため、調布市と合同で委員会を設置し、年３回の判定会議を実施しておりました。

平成23年に、文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」内の「学校における結核検診に関する検討会報告書」項目４④では、「今までの実績により、事例毎の適切な対応方法はある程度蓄積されてきており、結核診療を専門としない学校医が診断する際に参考とする基準やマニュアルを示すことができれば、学校医が直接精密検査を指示することは十分可能であると考えられる。」と言及されました。

平成24年には、学校保健法施行規則の一部改正する省令である文部科学省令第11号が施行され、結核対策委員会を設置しなくとも、学校医が直接精密検査を指示することができるとされたため、当委員会の設置は義務付けられなくなりました。

長年にわたる調布市との合同委員会の実績により、結核精密検査要否のフローやノウハウが確立され、結核診療専門医等に諮らずとも精密検査対象者の判定が可能となりました。

以上のことにより、合同委員会の開催を待たずに、速やかな検査実施が可能になるため、令和５年度末をもって当委員会を発展的に解消したいという考えで両市が一致したものです。

なお、この要綱は令和６年４月１日より施行することとしております。

教育長　　　　それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

森委員　　　　近年、対策委員会が合同開催された実績はあるのでしょうか。また、結核に罹患した児童生徒、または教職員はいたのでしょうか。

学校教育課長　調布市との合同委員会は、年３回開催しています。毎年、６月、７月に第一回と第二回の委員会を開催して精密検査を行う児童生徒の判定を行い、その後、精密検査を経て、第三回の委員会で精密検査の結果報告を行っています。児童生徒、教職員で結核に罹患した方は、ここ数年いませんでした。

森委員　　　　引き続き、児童生徒、また教職員に不都合がないようしっかりと対応していただきたいと思います。

教育長　　　　他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第 26 号「狛江市及び調布市合同結核対策委員会設置要綱を廃止する要綱」を了承することでよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

教育長　　　　それでは、付議案件（１）議案第26号を承認します。

付議案件（２）議案第27号「狛江市体育施設の指定管理者の指定について」を審議します。

本件は、狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る公募によらない指定管理者再指定に関する指針第３項第３号の規定に基づき、狛江市体育施設の指定管理者の再指定について教育委員会の審議を経る必要があるため、承認を求めるものです。詳細は社会教育課長より説明します。

社会教育課長　狛江市の体育施設は、平成 21 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの第一期、平成 26 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの第二期、平成 31 年４月１日からの第三期についても狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体と

協定を結び、管理をお願いしているところですが、その指定期間が令和５年度末で終了することから、令和６年度以降における指定管理者の指定について、審議をお願いするものです。

狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則第３条第１項第３号に「現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設に係る安定した事業活動及び事業効果が相当程度期待できる」場合にあっては、当該団体を指定管理者の候補者として選定できるという規定があります。事務局としては、現指定管理者の実施状況等に鑑み、この規定に沿って公募によらずに指定管理者を再指定することとし、狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る公募によらない指定管理者再指定に関する指針に基づき、手続きを進めてまいりました。

令和５年７月 24 日付けで現指定管理者より指定申請書が提出され、指針第３項第２号の規定により狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者検証委員会を令和５年８月 28 日に実施し、検証を行いました。

検証項目は施設利用状況、事業収支、職員配置、事業実施、管理運営全般、施設の維持管理、サービスの向上、危機管理対策、利用者評価、その他の 10 項目について、最高５から最低１まで５段階で評価を行い、最高Ａから最低Ｅの５段階で総合評価を行っております。

その結果、10 項目につきましては４が４つ、３が６つとなり、総合評価については概ね期待値を上回るＢとなりました。

また、特筆すべき点として、客観的指標である第三者評価において市の体育施設として良好な管理運営状態であるＡ評価を受けていること、地域貢献への意識や施設の維持管理の能力が高いこと、利用者アンケートでの評価も良好であることが挙げられます。また、施設利用者数や事業収支については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にありましたが、施設の運営にあたっては感染症対策に真摯に努め、現在では回復傾向にあることを確認しました。

狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書第２条に「民間事業者である能力を活用しつつ、市民に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって健康で文化的な生活の向上に寄与する」と指定管理者の指定の意義が規定されています。検証委員会では現指定管理者はこの意義に沿って指定管理業務を実施できていると判断しました。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員　　　体育施設の運営に関しては、公募によらないとはいえ、指定管理者の実績とそれに対する評価を踏まえた継続性が大事だと思います。当該指定管理者の第三者評価はＡとなっていますが、もう少し詳しく教えてください。

社会教育課長　指定管理者は、現在の指定機関である令和元年度から令和５年度まで、毎年度第三者評価を受けており、今年度は７月に受審しています。評価項目としては、大分類では「利用者サービスの向上」「施設・設備の維持管理」「緊急時対応」「組織運営及び体制」の４分野、全58項目ありますが、その項目の全てにおいてＡ評価を受けています。

また、評価項目外では、地域の幅広い年齢層に向けた多様なプログラムの提供や、定期制の障がい児向け教室の開催、小中学生の教育活動の受け入れ等、地域及び地域住民との連携が評価されています。その他、水害時の避難所として指定されたことで、スタッフの体制を整え、避難所用備品の準備を進める等、スポーツに限定せず、施設の有効活用に取り組み、多くの市の事業に協力していることも評価を得ています。

小川委員　　　総合体育館は、体育協会と民間事業者の共同体で運営されていますが、スポーツ事業は、体育協会の主導で進めていただきたい。また、管理運営責任者である館長はどちらの所属になっているのか教えてください。

社会教育課長　体育協会と民間事業者の共同事業体ではありますが、代表団体は体育協会となっており、事業体運営は体育協会が主体となっております。そのため、館長は代表団体である体育協会から選出することになっているため、館長の所属は体育協会です。

教育長　　　　他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（２）議案第27号「狛江市体育施設の指定管理者の指定について」を了承することでよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

教育長　　　　　それでは、付議案件（２）議案第27号を承認します。

次に、付議案件（３）議案第 28 号「狛江市社会教育関係委員の委嘱について」について、審議します。本件は、狛江市文化財専門委員を新たに委嘱するものです。詳細は社会教育課長より説明します。

社会教育課長　　狛江市文化財専門委員の委嘱につきまして、狛江市文化財保護条例第４条の規定により、都立高等学校教諭の山﨑久登氏の委嘱をお願いするものです。委員の任期は令和７年３月 31 日までとしています。委員の定数は条例第３条第２項により 10 名以内と規定されていますが、今回の１名を加え、計６名となります。

教育長　　　　　それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（３）議案第 28 号「狛江市社会教育関係委員の委嘱について」を了承することでよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

教育長　　　　　それでは、付議案件（３）議案第28号を承認します。

次に、事務報告１「狛江市教育委員会教育長職務代理者の指名について」、報告を求めます。

学校教育課長　　令和５年８月21日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第２項に規定する教育長職務代理者に、斉藤茂好委員を指名しました。

教育長　　　　　次に、事務報告２「令和６年度新入学に関わる指定校変更について」、報告を求めます。

学校教育課長　　狛江第一小学校及び狛江第五小学校において、学区域の児童数の増加により、将来的に教室数の不足が見込まれることから、令和２年度より、狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則別表で規定する要件により許可を行っている指定校変更について、指定校変更の許可要件について制限を設けておりますが、令和６年度においても引き続き制限を行い指定校変更による就学者を抑制するものです。

制限内容について、現在の例規では、９つの許可要件がありますが、狛江第一小学校及び狛江第五小学校については、①学年途中で市内転居した場合で、現に通学している学校に引き続き通学を希望すること、②近い将来、狛江市内で転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望すること、③兄弟姉妹が指定校の変更を申請した指定校に現に通学していること、④児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮が必要なものとして教育委員会が認めることの要件のみ指定校変更を許可するものとします。

今後、校長会においても報告を行い、教育委員会ホームページにて周知を行います。

教育長　　次に、事務報告３「令和４年度狛江市立小・中学校給食費納入状況について」、報告を求めます。

学校教育課長　　給食費全体としての収入率は、99.5%となり、前年度の99.0%から0.5ポイント上昇しています。なお、令和４年度は、主管課にて郵送及び訪問催告を実施しました。残念ながら回収に至らなかった令和２年度及び令和３年度の対象債権については、令和５年度に支払督促申立を行っております。公会計化後の不納欠損については、民法第166条第１項第１号に基づき５年経過後に行っていくため、令和２年度分の場合は令和８年度に不納欠損手続きを行うこととなります。

今後も、滞納者に対する電話、郵送、訪問による催告の継続的な実施と併せて、支払督促申立を行い、児童手当からの天引き等先進自治体の取組みについて研究・導入し、更なる徴収率向上を目指してまいります。また、できる限り不納欠損を生じさせないよう、適正な債権管理に努めてまいります。

教育長　　次に、事務報告４「令和５年度『狛江市学習状況調査』の結果及び『全国学力・学習状況調査』の結果について」、報告を求めます。

指導室長　　本報告は、令和５年４月11日（火）に実施した「令和５年度狛江市学習状況調査」（以下NRTと言う）の結果と、令和５年４月18日（火）に実施した「令和５年度全国学力・学習状況調査」の結果を領域別に比較したものとなります。

まず、小学校について、「NRT」は小学校第５学年と第６学年が「国語」と「算数」で調査を行いました。「全国学力・学習状況調査」は小学校第６学年で「国語」・「算数」で行われました。

「NRT」の結果について、第５学年は国語・算数ともに、全ての領域において正答率が全国より上回りました。第６学年も国語・算数ともに、全ての領域において正答率が全国より上回っています。

第６学年の「全国学力・学習状況調査」の結果について、国語・算数ともに全ての領域で全国の正答率を上回っています。しかし、国語の「書くこと」で出題された「目的や意図に応じ、話の内容を捉え、話し手の考えと比較しながら、自分の考えをまとめる」問題の無解答率が14.7％でした。また、算数では、データの活用で出題された「複数の棒グラフを比較し、違いを説明する」問題の無解答率が13.1％でした。

次に「NRT」と「全国学力・学習状況調査」の第６学年の結果からの考察です。国語の「話すこと・聞くこと」の領域の結果から、授業において、インタビューや話し合い等、体験的な言語活動を積み重ねることで、具体的な場面を想像し、話し手が伝えたい内容を正確に理解することに効果があると言えます。引き続き、社会科や総合的な学習の時間等と関連させた教科等横断的な学習の充実を図ることが重要であると考えます。算数では、「割合、百分率」の問題において、「NRT」での狛江市の正答率は全国を11.6％上回り、「全国学力・学習状況調査」でも9.2％上回っています。このことから、習熟度別少人数指導によって、きめ細かな指導を継続することで、一般的につまずきが多いとされる「割合、百分率」について、知識及び技能の習得に効果があったと考えます。引き続き、具体的な量をイメージしたり、適切に数量の関係を捉えたりする学習活動を展開し、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、中学校の「数学」につなげていく必要があると考えます。

次に、中学校の報告です。「NRT」は全学年で「国語」と「数学」、「英語」で調査を行いました。「全国学力・学習状況調査」は第３学年で「国語」・「数学」に加え、令和４年度は「英語」でも調査が行われました。紙面の都合上、第３学年の「NRT」の結果と、「全国学力・学習状況調査」の結果について報告します。

「NRT」の結果について、国語・数学・英語ともに、全ての領域で全国の正答率を上回っています。「全国学力・学習状況調査」の結果について、国語では、「書くこと」、「読むこと」の領域で全国の正答率を上回りましたが、読むことで出題された「文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考える」の無解答率が16.5％でした。数学は、全ての領域で全国の正答率を上回りましたが、記述式の問題の無解答率が17％でした。英語でも、全ての領域で全国の正答率を上回り、「書くこと」の領域の正答率では全国を11.7％上回りましたが、記述式の

問題の正答率は高かったものの、無解答率も高い傾向が見られました。

最後に「NRT」と「全国学力・学習状況調査」の第３学年の結果からの考察です。国語では、「書くこと」は全ての教科で必要な能力であり、引き続き、教科等横断的に書くことで表現する活動を進めていくことが求められます。数学では、「NRT」、「全国学力・学習状況調査」ともに「図形」の領域の正答率は有意に高いと捉えることができました。今後も身の回りにある事象と関連させながら、数学的な見方・考え方を働かせて論理的に問題解決を図る学習を行う等、指導の工夫が求められます。英語では、「NRT」の「聞くこと」の領域も「話すこと」の領域も全国を上回っております。これは英語でのコミュニケーションを重視した指導の結果であると推察されます。授業の充実に留まらずオンライン・スピーキングや東京グローバル・ゲートウェイでの実体験、ALTの活用等を引き続き実施することで、さらに英語でのコミュニケーション能力の育成を推進していきます。

市教育委員会では各教科での無解答率が多い理由を学校と共有し、調査結果が有効に活用されていくよう、校長会や指導室訪問、教務主任会等の機会を活用して支援を強化してまいります。

教育長　　次に、事務報告５「公民館居場所事業『夏休み子ども・中高生スペース』の報告について」、報告を求めます。

公民館長　　小中学校の夏季一斉閉庁期間に合わせて、８月７日から10日までの４日間、中央公民館で、「学習フリースペース」、「遊びのフリースペース」、子ども向けの「体験教室」、「子ども食堂」を実施しました。

利用実績については、「学習フリースペース」は延べ51人、「遊びのフリースペース」は延べ104人の参加がありました。

体験教室の各講座については、講座後に実施したアンケートでは、「大変良かった」「良かった」との回答を多くの参加者からいただきました。また、公民館の講座に初めて参加する方も多く、公民館へ関わる良いきっかけとなったと考えています。

「子ども食堂」については、市内の子ども食堂運営団体の他、昨年度から協力いただいている㈱ジャックポットプランニングに加え、新たにカレーショップメイに協力いただき、多彩なメニューを提供しました。

今年度は、手芸やボードゲームの利用団体、数学のお笑い芸人、マジシャン等、昨年度とは異なるメニューで体験教室を実施し、また「遊びのフリースペース」

の中で公民館利用団体の協力をいただき世界のボードゲーム体験を行い、多くの子どもたちが楽しんでいる姿が見られました。

次年度以降も今年度の取組みを踏まえ、子どもたちに喜ばれる企画を考え、より充実した事業にしていきたいと考えています。

教育長　　それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員　　事務報告２「令和６年度新入学に関わる指定校変更について」、伺います。狛江第一小学校、狛江第五小学校の指定校変更の制限はいつから継続しているのか、他にも課題となっている学校間の指定校変更はあるのか、教えてください。

学校教育課長　　狛江第一小学校、狛江第五小学校への指定校変更要件の一部制限は、令和２年度入学予定者から実施し、継続しています。他の課題としては、和泉小学校区から緑野小学校へ、距離が近いという要件での指定校変更が突出して多く、緑野小学校の在籍児童の約1/6が学区域外からの通学者となっていることや、それらの児童が中学校へ進学する際、指定校は狛江第三中学校ですが、緑野小学校の児童の通常の進学先である狛江第一中学校を希望できる要件があるため、今後、学区域にマンションが新築されたことにより児童数の多くなっている狛江第一小学校、狛江第五小学校から、指定校である狛江第一中学校への入学者数が増えた場合、学級数にも影響する可能性があること等があります。

斉藤委員　　制限をしなくてはならない状況になった場合は、速やかに検討し対応するようよろしくお願いします。

森委員　　事務報告３「令和４年度狛江市立小・中学校給食費納入状況について」、伺います。令和４年度小中学校給食費納入状況について、説明の中で、支払督促を行ったとありますが、具体的にはどのようなことをしたのか、教えてください。

学校教育課長　　支払督促の基本的な対応としては、まずはじめに、学校給食費が未納となった月の概ね３カ月後に督促状を送付します。次に、６月、９月、３月の年３回、滞納者に対して催告書を送付します。その他、令和４年度は、随時電話による催告と、滞納者の自宅訪問による催告を年５回実施しました。滞納者とお話する機会をもつことができ、分割納付の御相談があった場合は、当該債務者の未納額が増

えることのない範囲で御相談に乗っております。

また、令和５年度からは、過年度の滞納者に対して支払督促申立を行っております。特定記録郵便にて３回催告及び申立予告を行った後、それでも支払がない場合は債務者所在地の管轄裁判所に対して支払督促申立を行い、督促異議申立がなければ最終的には強制執行を実施する予定です。この場合においても、分割納付の御相談があれば事情を確認し、可能な範囲で調整を行っていく予定です。

森委員　　滞納は給食費負担の公平性や公正性に鑑みれば許されないことですが、滞納する側にも事情があると思います。悪質な滞納はないとは言えませんが、これはお願いですが、滞納者の事情に寄り添って、柔軟な対応をお願いします。

熊谷委員　　事務報告４「令和５年度『狛江市学習状況調査』の結果及び『全国学力・学習状況調査』の結果について」、伺います。無解答率に関する報告がありましたが、教育委員会としてどのように捉えているのでしょうか。

指導室長　　無解答率については、本市だけでなく、全国的にも課題となっております。「全国学力・学習状況調査」では、全国で小学校は国語で10％、算数で6.3％、中学校は国語11.4％、数学19.2％、英語25.4％の無回答率となっています。

本市では、小学校は、全国と同等、東京都より低く、中学校は、実施した全教科で全国より低くなっており、数学のみ東京都より高くなっている状況です。

無解答率の理由としては、「問題の難易度」「実施時間等の実施面」あるいは環境面や意欲的な面等、様々な要因が考えられます。実施状況や問題の分析等を学校と丁寧に検討して授業改善に活かすとともに、今年度から実施しているWEB-QUと学力調査のクロス集計も活用し、学習意欲の向上を図りたいと考えております。

熊谷委員　　狛江市の小中学生の無回答率が高くても、比較すると正答率が高いことはわかりました。これからの子どもたちは、答えのない問いと向き合わなくてはならない世代になります。学力調査は正解を求められるものではありますが、最後まであきらめないで課題に向き合う姿勢の大切さ等も含めて、指導室として学校と連携して取り組んでください。

小川委員　　調査結果の一覧は狛江市と全国との比較になっていますが、狛江市と東京都全体との比較はあるのでしょうか。

指導室長　　　　一覧には載せておりませんが、「全国の学力・学習状況調査」については、東京都との比較もできることになっています。

小川委員　　　　東京都と比較した結果について、わかりましたら教えてください。

指導室長　　　　「全国の学力・学習状況調査」では、数学の無回答率のみが東京都より高くなっている状況ですが、他の領域に関しては、東京都の数値よりも正答率が高いと認識しております。

小川委員　　　　次回以降の調査結果では、東京都全体との比較も表記していただけるとありがたいです。

教育長　　　　　調査結果の比較も大事ですが、子どもたちが挑戦して、自分たちの力を試していくよう指導に力を入れてまいりたいと思います。

小川委員　　　　事務報告５「公民館居場所事業『夏休み子ども・中高生スペース』の報告について」、夏休み中の４日間、とても充実した事業を実施していただき、ありがとうございました。フリースペースだけでなく、体験教室と子ども食堂の企画等、この期間ではなくても足を運んで参加したい内容です。夏休み期間全般におけるいずれかの日程で、このような体験教室等が実施されると良いと感じました。

教育長　　　　　他になければ、これで予定していた報告事項は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に報告事項を１件、追加したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

＜異議なしの声＞

教育長　　　　　それでは、報告事項を１件追加します。追加議事日程（１）事務報告１「学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について（５）」について、報告を求めます。

学校教育課長　　学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について、資料のとおり実施しました。

教育長　　　　それでは、追加の事務報告に対する質疑・御意見を伺います。なければ、他にその他連絡事項はありますでしょうか。

図書館長　　　「狛江市新図書館整備基本設計」に係る第２回近隣説明会の実施結果について、報告します。第２回説明会は７月29日（土）午前10時から駄倉地区センターで実施し、12名の方が参加されました。第１回説明会と同様、出席者は主に隣接分譲マンションの方でした。

第１回説明会で参加者の方からいただいた御質問や御要望のうち、当日明確に回答できなかったことについて、資料配布・説明の上質疑応答を行いました。参加者の方からは建物の階数について、風通しへの影響について、駐輪場の管理運用について等の御意見をいただいております。

引き続き関係部署とも連携し、近隣にお住いの方等と必要な調整を図り、理解を求めてまいります。

教育長　　　　本件につきまして、質問等、何かございますか。

小川委員　　　引き続き近隣にお住いの方々と必要な調整を図るとの説明がありましたが、今後の見通しや具体的な対応等、決まっていることがあれば教えてください。

図書館長　　　近隣説明会については、９月16日（土）に第３回を隣接マンションの方に絞って実施します。第１回、第２回の近隣説明会の意見要望を踏まえて、図書館機能は確保しつつ、勾配屋根を一部見直した「変更案」お示しする予定です。また、補助金申請のこともあり、第３回説明会後、関係部署と実施設計を進めていきますが、工期については若干見直しが必要かもしれません。できる限り、竣工まで遅延が生じないよう調整したいと思います。

小川委員　　　公共的な観点からすると、市の資産を有効活用することは、市民全体の利益につながり、行政が果たすべき重要事項であると思います。近隣にお住まいの全ての方に納得していただくことはなかなか難しいですが、これまで以上に丁寧に対応できること、対応できないことについて説明し、御理解をいただけるよう御尽力をお願いいたします。

教育長　　　　他に質問等、何かございますか。なければ、以上をもちまして、令和５年狛江

市教育委員会第９回定例会を閉会します。